

○総務省令第九十八号

放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

総務大臣 金子 恭之

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを加える。



<p>(備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。</p> <p>2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「ー」を記載すること。</p> <p>4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。</p> <p>5 裏面には、参照条文を記載することができる。</p>	
---	--

備考 表中の「」の記載は任意である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。